

2025年1月1日～2025年12月31日に有効な最低賃金（時給）

New York City

従業員の全員
最低賃金

16.50 ドル

56 時間を超える残業 24.75ドル*

Long Island および
Westchester County

最低賃金 16.50 ドル

56 時間を超える残業 24.75ドル*

New York State
の残部

最低賃金 15.50 ドル

56 時間を超える残業 23.25ドル*

ご質問がある場合、さらに詳しい情報が必要な場合、または苦情を申し立てたい場合は、www.labor.ny.gov/minimumwage にアクセスするか、こちらの電話番号まで電話でお問い合わせください：**1-888-469-7365.**

上述の最低賃金よりも給与が下回る要因となる税金控除と手当。

- 食事と宿泊 – 雇用主は、他に何も請求しない限り、あなたに支払う賃金から、提供する食事や宿泊に対して、限定された額を請求することができます。税率と要件は、賃金命令と要約に記載されており、オンラインで情報の入手ができます。

例外：雇用主はあなたが移民で季節労働者である場合、あなたの賃金を宿泊費として請求することはできません。

上述の最低賃金に加えられる追加の給与：

- * 残業 – あなたは、暦週で56時間以上働いた時間およびまたはあなたの休日に働いた時間に対して、通常の支払い単価の1.5倍の金額の支払い（上述の残業代を下回らない）を受ける必要があります。
- ユニフォームのメンテナンス – 自分でユニフォームをクリーニングした場合、週給に割増額を加算できます。週当たりの加算額は、オンラインでご確認いただけます。
- 連邦法 – あなたが連邦Fair Labor Standards Act（公正労働基準法）の対象となる従業員であり、州法およびさらに厳しい連邦の条件が適用される場合は、それに従って賃金が支払われる必要があります。